

公益社団法人敦賀市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この基準は、安全・適正就業委員会規程第2条の所掌事項を処理し、公益社団法人敦賀市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業上不適格な行為を防止・是正することにより、就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができるよう、必要な事項を定めるものとする。

(事故の防止)

第2条 会員は、就業しようとするときはこの基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(一般的事項)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の心得を守って作業に従事しなければならない。

(1) 就業時間、就業先でのルールに関すること

- ア 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- イ 仕事の前日は、十分に睡眠をとるように心がけること
- ウ 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- エ 作業は、安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと
- オ 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- カ 作業内容や天候等を考慮して適宜休憩を取り、必要に応じ水分・塩分等の補給を行うこと
- キ 共同作業では、合図・連絡を正確に行い、みだりに話しかけるなど無駄話をしないこと
- ク 降雨、強風等の気象変化や注意報発令状況に十分注意し、安全就業に支障があると考えられるときは作業を中止すること
- ケ 遅刻等就業時間を守ること
- コ 無断で就業を休まないこと

(2) 顧客からの苦情及びクレームに関すること

- ア 就業状態等について顧客から苦情のでないようにすること
- イ 就業状態等について顧客から就業の中止を求められないようにすること

(3) 就業先の秩序を乱す行為に関すること

- ア 就業先でトラブルを頻繁に起こさないこと
- イ 他の会員等を誹謗中傷しないこと
- ウ 守秘義務を怠り、就業先に迷惑をかけること
- エ 会員間の協調性を重視し、グループ等での仕事がスムーズに行うこと

(4) 顧客や第三者に対し迷惑行為に関すること

- ア 接客・接遇をよくすること
- イ 暴言、嫌がらせ等を行なわないこと
- ウ 顧客や第三者が迷惑と感ずる行為を行なわないこと

(5) センターの信用や名誉を著しく失墜させる行為に関すること

- ア 窃盗、傷害等刑法に抵触する行為を行わない
- イ 就業報告書の虚偽記載、または白紙押印の強要等をしないこと

- ウ センターを通さないで受注, 就業または金銭を直接授受しないこと
- エ 作業条件, 配分金等について発注者と直接交渉及び上乗せ要求しないこと
- オ 就業において, 発注者に飲食等を強要しないこと
- カ 就業先において請負・委任契約をきちんと履行すること
- キ 就業先において不注意などによって会員自身がけがや又は他者に損害を与えないこと
- ク 酒気を帯びて就業しないこと

(6) 就業のための講習会を受講すること

(作業別事項)

第4条 会員は、就業する作業の内容に応じて、別紙の「作業別安全就業遵守事項」を守り、安全就業に努めなければならない。

(服装と装備)

第5条 会員は、就業にあたっては、適切な服装を整え、かつ必要な装備を備えて作業に従事しなければならない。

- (1) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること
- (2) 炎天下で作業するときは、日よけ帽を必ず着用すること
- (3) 高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること
- (4) 就業場所には必要な薬品等を備えた救急箱を携行すること

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業場所との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自動車やオートバイにあつては、十分に注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに安全反射チョッキを着用するなど交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

3 派遣業務については公益社団法人福井県シルバー人材センター連合「派遣業務における自動車運転業務に関する方針」に従わなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業場所の環境が安全衛生面において安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

2 就業場所では、常に整理整頓に心がけなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、用いる作業に適合したものを選ぶとともに、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用してはならない。

(指示事項の遵守)

第10条 会員は、この基準に定めるほか、センターから別途指示があった場合には、それに従って安全に就業しなければならない。

(応急措置)

第11条 会員は、就業場所との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又はセンター等に連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(罰則)

第12条 センターは、会員が第3条から第11条までの基準を遵守しなかったときは、いかなる場合であっても当該会員から即時に報告書の提出(安全就業パトロールで発見した軽微な違反についてはその場で口頭注意することとし報告書の提出は省略する。)を求め、別表に定めるところにより当該会員及び共同作業を行っていた会員等を処罰するものとする。

(罰則方法)

第13条 罰則は、その行為の責任の軽重に従い次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 口頭注意
- (2) 書面注意・誓約書提出
- (3) 就業停止(有期(1ヵ月以上)・無期(当該分野、全分野))
- (4) 退会勧告

2 前項に掲げる措置は、安全・適正就業委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て理事会において決定する。ただし、前項第1号の比較的軽易なものについては、理事会の承認を省略することができる。

(措置手続き)

第14条 苦情、申し入れ等により不適格と思われるものがあるときは、理事長は速やかに当該事案について調査し、その結果を添えて安全・適正就業委員会委員長(以下「委員長」という。)に審議を要請しなければならない。

2 措置の申し入れをした会員、又は措置の対象となった会員は、委員会において趣旨説明あるいは弁明等を行うことができる。

3 委員長は、委員会の審議結果及び当該会員に対する措置を理事長に報告する。

4 理事長は、委員会より報告された事案を理事会に付議する。但し、委員会が第13条第1項第1号の措置に該当すると判断したものについては、理事会への付議を省略し、委員長が口頭で本人に注意し、後日、理事会に報告することとする。

5 理事会で第13条第1項第2号から第4号に該当するものと決定された者については、理事長が文書で、本人に通告する。

(不服申し立て)

第15条 この通告に不服がある場合には、その通知の受領後 1 ヶ月以内に理事長へ書面により不服申し立てをすることが出来る。

(申し立ての審議)

第16条 理事長は、この不服申し立てに対して委員長へ再審するよう要請する。

2 委員長は、その要請を受けて速やかに委員会を開催し、その結果を理事長へ報告しなければならない。

3 理事長は、委員会より報告された事案を理事会へ付議しなければならない。

4 理事会で決定された結果を理事長は、文書で本人に通告しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から試行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から試行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

違反回数	罰則適用対象者	
	本人	同一グループ (リーダー・グループメンバー)
1回目	【口頭注意】 口頭で注意し、是正を求める。是正されるまでその日の就業を認めない。	
2回目	【書面注意・誓約書提出】 処分が決まるまで就業停止。(以下同じ) 文書で警告し、誓約書の提出を求める。 誓約書の提出まで就業を認めない。	【書面注意・誓約書提出】 グループリーダーに書面で注意し、次回違反時にグループ全員に連帯責任が及ぶことを警告する。
3回目	【就業停止(有期)・始末書提出】 書面で罰則の適用(就業停止)を通知する。就業停止は当該分野を含め全分野対象とする。就業停止期間は1カ月以上とし、 始末書の提出を求めて、その内容 や違反の程度により停止期間を決定するものとする。	【書面注意・誓約書提出】 当該現場について作業を終了させ、その後は処分が決まるまでグループ全員の就業を停止。 グループ全員に文書で警告し、誓約書の提出を求める。全員の誓約書の提出まで就業を認めない。また、各人が2回目の罰則を受けたものと見なす。
4回目	【就業停止(当該分野で無期)】 書面で罰則の適用(就業停止)を通知する。今後当該分野での就業を認めない。	
5回目	【就業停止(全分野)・退会勧告】 書面で罰則の適用を通知する。全分野での就業を1年以上停止するとともに、退会を勧告する。	

(注)

1. 違反回数は累積する。ただし、3年間無違反であれば違反回数をゼロに戻すが、4回目の罰則を受けた場合、当該分野での就業に復帰できない。
2. 1回目、2回目で人身事故、賠償事故を発生させた場合は、即、3回目の罰則を適用する。3回目以降で人身事故、賠償事故を発生させた場合は5回目の罰則を適用する。

別 紙 作業別安全就業遵守事項

安全就業遵守事項(機械器具、道具の使用)

作業名	安全作業のポイント	備考
危険を伴う機械器具の使用禁止	1. フォークリフト、旋盤、プレス機等、危険を伴う機械器具を使用してはならない。	
脚立、剪定三脚使用作業	<p>1. 脚立は、使用前に十分に点検し、特に棧の腐食・固定状態・開き止めの装置などを点検すること。</p> <p>2. 脚立には、開き止めをすること。剪定三脚については、開脚防止チェーンを掛け、高さを調整するロックを必ずすること。</p> <p>3. 剪定三脚の設置は、三脚の脚と水平面の角度が75度以下になるように。また、三本の脚が地面と接する点が二等辺三角形になるように立てること。</p> <p>4. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付けること。また、必要に応じてロープで固定し、地盤が不等沈下するような場所では敷き板を敷いて安全を確保すること。</p> <p>5. 脚立及び剪定三脚上での作業は、前記の二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>6. 脚立及び剪定三脚を昇降する際は、手に道具など持たないこと。また、飛び降りないこと。</p> <p>7. 作業中の脚立及び剪定三脚の周辺には、刃物等を放置しないこと。</p> <p>8. 脚立の上に登っての作業中は、電線などに注意すること。</p> <p>9. 脚立の上に登っての作業中は、下に人がいないことを確認すること。</p> <p>10. 脚立及び剪定三脚の天板には絶対に乗らないこと。</p>	<p>開き止めで予め調整しておくとい</p> <p>不安定で危険</p>

梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めがない場合、梯子の上下をロープで固定すること。また、ロープで固定できない場合は他の作業者の補助を付け、必ず声をかけあうこと。 3. 梯子は地面との角度が75度以下になるように掛けることを原則とし、梯子の上部は60cmくらい上方に出るようにすること。 4. 梯子を昇降する際は、道具などを持たないこと。尚、道具の揚げ降ろしは、通いロープで行うこと。 5. 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。 6. 通路での作業は、標識を設けること。 7. 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐蝕・弱枝や地盤の沈下など確認すること。 8. 梯子の上に登っての作業中は、下に人がいないことを確認すること。 9. 梯子の上に登っての作業中は、電線などに注意すること。 	
足場使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、双方の間隔を1.8m以下とすること。 2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。 3. 足場板は、ロープ等でしばり固定すること。 4. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。 5. 足場として土塀の上・ブロック塀の上等、間に合わせの足場を使用せず、足場が不安定な場所は足場をかけて作業しないこと。 	
ガソリンを使用する機械器具の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガソリンを使用する機械器具について、安全上、長時間作業を行わない時はガソリンを抜いておくこと。 2. ガソリンは必ず給油缶を使用すること。また、近くで絶対に火気類を使用しないこと。 	給油缶

救急用品の携行	1. 不測の傷害事故に備え、カットパン、傷薬、虫さされの薬、包帯などの救急用品を携行しておくこと。	
---------	---	--

作業別安全就業遵守事項(植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	備考
作業する樹木の高さ	1. 作業する高さ(目の位置)を地上4m以下とすること。 (この基準設定の背景は、使用する剪定三脚の最大仕様が12段からきている)	
樹に登っての作業	<p>1. 安全帯及び安全帽を着用し、あご紐は必ず結ぶこと。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。また、電線などに注意すること。</p> <p>2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、作業前に確認すること。</p> <p>3. 枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝、細い枝などにつかまらないこと。</p> <p>4. 脚立を使用した作業は、下に人がいないことを確認すること。</p> <p>5. 樹上での枝払い、太枝の切断は身体の安定を確保して行うこと。尚、切枝の落下により周辺施設物、道路などへの支障を想定し、最も安全と認められる方法により施工すること。また、太枝の切り落としは鋸目を入れ、枝の自重又はロープによる誘導措置をしてゆっくりと幹元へ寄せてくること(切枝の残部は幹元で切り戻しておくこと)。</p> <p>6. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。</p>	安全帯 安全帽

刈込作業	<p>1. 安全帽を必ず着用すること。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。</p> <p>2. 共同で刈込作業を行う場合は、お互い十分に間隔をとり、刃先に注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>3. 使用休止中の刈込鋏は、立て掛けたり、枝にひっかけたり、刃先を上向きにしたりしないようにすること。また、邪魔にならないところで、かつ目立つところに刃を下向きにして置くこと。</p> <p>4. トリマーの使用に当たっては、当該メーカーの「安全取り扱い説明」を遵守すること。</p> <p>5. 枝・葉が飛散する場合、顔面、目を守るため、状況により保護面、または保護メガネを着用すること。</p>	安全帽
	<p>6. 移動・点検・修理・給油及び掃除を行う際は、トリマーのエンジンを切り、駆動停止状態を確認してから行うこと。</p> <p>7. 動力式トリマーの始動時は安定した場所に置き、周囲に人がいないことを確認すること。</p> <p>8. トリマーを使用する際は、体のバランスを常に配慮した正しい姿勢で作業を行うこと。</p> <p>9. 電気式トリマーを使用する際、電源コードはトリマーより後方に置くこと。</p> <p>10. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。</p>	保護面

伐採作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽を必ず着用すること。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。 2. 樹木を倒す方向に支障物(人・物)のないことを確認すること。 3. 木を伐採する場合は、必要により段切りすること。 4. チェンソーの使用に当たっては、当該メーカーの「安全取り扱い説明」を遵守すること。 5. 樹上でチェンソーは使用しないこと。 6. 伐採枝(伐採木含む)を地上で細断する場合は、切枝の移動防止処置を行うこと。(特に切断直前に、跳ね返りや反動が起こることがあるため。) 7. 移動・点検・修理・給油及び掃除を行う際は、必ずチェンソーのエンジンを停止し、ロックレバーをロック位置に設定すること。 8. チェンソーのエンジン始動時は安定した場所に置き、周囲に人がいないことを確認すること。 9. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。 	安全帽
枝の運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽を必ず着用すること。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。 2. 運搬作業は過量による視界の妨げに注意し、足元、前方の見透しを確保すること。また、限界を見極め正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部をいためないように慎重に行うこと。 	安全帽
	<ol style="list-style-type: none"> 3. 運搬経路の障害物はあらかじめ取り除き、足場の安全を確認すること。 4. トラックへの積み下ろしは荷崩れが起きないようにロープを使用すること。2人で作業するときは声を掛け合うこと。 5. 運搬車両上で積載した枝などを踏み固める時、転落・転倒しないよう注意すること。 6. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。 	

作業別安全就業遵守事項(塗装)

作業名	安全作業のポイント	備考
塗料・溶剤の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有機溶剤及び粉塵を吸いこむ恐れがあるので、状況により防護マスクを着用すること。 2. 引火性のものなど危険物を使用するので、喫煙は作業場以外の所定の場所で行うこと。 3. 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。 4. 塗料・溶剤が目に入った場合は、速やかに洗眼すること。 5. 床面にこぼれた塗料及び溶剤などは、直ちに拭き取ること。 	<p>防護マスク</p> <p>(有機溶剤用の防毒マスクや防塵マスク)</p>
塗込作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業すること。 2. 各種製品の塗り込み順序に従って作業すること。 3. 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し作業すること。 4. 必要に応じて、換気すること。 5. 塗り込み作業中は、火気に注意すること。 	<p>火気厳禁</p>
表面処理剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋・前掛け・長靴を着用すること。 2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分洗うこと。 3. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク・防塵眼鏡を着用すること。 	<p>防塵マスク 防塵眼鏡</p>

高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業床が固定されているか確認すること。 2. 作業床上は整理整頓し作業を行うこと。 3. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1)安全帯は以下の場合には必ず使用すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①2m以下の高所作業であって作業床が設けられない場所。 ②作業床が幅 40cm以下の場所。 ③作業床があっても手すりがない場所。 (2) 安全帯の支持点は頭上になるよう設けること。 (3) 安全帯はいつもしっかり締めること。 (4) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。 4. 高さ 2m以上の箇所で墜落の恐れのあるところは手すり、柵、囲いなどを設け、立ち入り禁止にすること。 5. 足場板は、きず・虫食い・死節・ひび割れ・腐食などがない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。 6. 丸太は木皮を取り除いてあり径が十分あるものを使用すること。 	高所作業→ 1.5m をいう 安全帯、安全帽 1.5m 以上をいう
コンプレッサ ーの使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必ずベルトカバーをつけ、移動させるときは、電動機が停止後行うこと。 	

作業別安全就業遵守事項(除草)

作業名	安全作業のポイント	備考
除草作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鎌を使つての作業は、安全第一を心がけること。 2. 腰を落とし正しい姿勢で作業すること。 3. 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 4. 使用休止中の刈込鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにしたりしないようにすること。また、邪魔にならないところで、かつ目立つところに刃を下向きにして置くこと。 5. 道路沿いで作業は安全帽を必ず着用すること。 6. 道路沿いで作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。 	安全帽

作業別安全就業遵守事項(機械草刈り)

作業名	安全作業のポイント	備考
刈払機の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽、保護眼鏡を必ず装着すること。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。 2. 使用前に必ず点検すること <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジのゆるみはないか (2) 作業に合った刃がついているかどうか (3) 刃先にひび割れ・めくれ・まがり等の異常が無いか点検し、異常がある場合は使用しないこと。 3. 安全ガードを必ず取り付けること。 4. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 5. 作業中は半径10m以内に人を近付けないこと。 6. ガソリンを使用するので火気には十分注意し、安全な場所に置くこと。 7. 運搬及び格納時には、回転刃に保護カバーを付けること。 8. 移動・休憩・点検・修理・給油及び掃除を行う際は、必ず刈払機のエンジンを停止すること。 9. 刈払機を使用している他の作業者に声をかけるときは、必ずその人の前方から行うこと。 10. 機械による草刈は刈払機を使用すること。 11. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。 	安全帽
飛び石事故の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業場所から半径10m以内に家屋・車両・通行人が確認できる状況では必ず下記の施策を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の障害物(大きな石、空き缶、パイプ等)を除去しておく。 (2) 防護ネットを設置する。 (3) 作業中の標識を設置する (4) 地面すれすれで刈らずに高刈りする。または鎌で手刈りする。 (5) 作業の状況に応じて、刈払機の刃の回転数を考慮し、刃の種類を交換すること。 	防護ネット 標識

<p>草の運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽を必ず着用すること。服装は脚絆等を使用し、裾が閉まった状態にすること。 2. 運搬は、限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 3. 運搬経路の障害物はあらかじめ取り除き、足場の安全を確認すること。 4. トラックへの積み下ろしは荷崩れが起きないようにロープを使用すること。2人で作業するときは声を掛け合うこと。 5. 運搬車輛上で積載した草等を踏み固める時、転落・転倒しないよう注意すること。 6. 道路沿いでの作業、その他、人や自動車等が通ることが予想される場所では作業中看板を使用すること。 	<p>安全帽</p>
---------------	--	------------

作業別安全就業遵守事項(清掃)

作業名	安全作業のポイント	備考
洗剤の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洗剤の調合などは、ゴム手袋を使用すること。 2. 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったらすぐ大量の水で洗うこと。 3. 溶剤のガスは、なるべく吸い込まないようにすること。場合によっては、保護マスクを使用すること。 	<p>手荒れの防止</p> <p>保護マスク</p>
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洗剤や床維持剤の液は、特に滑りやすいので注意すること。 2. 作業中は滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバー類を着用すること。 3. 作業に当たっては、滑りやすくなっているため、急ぐときでも走らないこと。 	
窓ガラスの清掃	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 2. 窓の開閉は十分注意して作業を行うこと。 3. 無理な姿勢で作業しないこと。 	
清掃用機械器具の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1)濡れた手で取り扱わないこと。 (2)コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 (3)スイッチの切り入れやコンセントの差し込み・引き抜きは慎重に行うこと。 (4)故障した機械を無理に使用しないこと。 2. ポリッシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> (1)作業にあった大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 (2)ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 	

作業別安全就業遵守事項(除雪)

作業名	安全作業のポイント	備考
服装・装備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽を着用すること。 2. 作業服は着ぶくれしない動きやすいものであること。 3. 作業靴は履きなれたもので滑りにくく、防寒性のあるもの(長靴)を使用すること。 4. 防寒性のある手袋を着用のこと。 	<p>安全帽</p> <p>防滑、防寒 手袋、長靴</p>
除雪作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋根の雪おろしは行わないこと。 2. 除雪箇所水路がある場合、目印を置き、場所を明らかにすること。 3. 道路沿いを除雪する際は作業中の看板を置き、歩行者や車に注意すること。 4. 軒下での作業は落雪、つららに注意すること。 	

作業別安全就業遵守事項(大工)

作業名	安全作業のポイント	備考
服装・装備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全帽(ヘルメット)を着用すること。 	安全帽
刃物の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 怪我のないように取扱いには十分注意すること。 2. 使用休止中の刃物は立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならないところで、かつ目立つところに刃を下向きにして置くこと。 	